

八王子市防犯対策連絡会設置要綱

(設置目的)

第1条 市民生活の安全確保のため、関係機関が生活安全対策に関する情報の共有及び、意見交換を行い、互いの役割分担のもと、協力して、総合的・計画的に取り組んでいくため、八王子市防犯対策連絡会（以下連絡会）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について、必要な連絡・情報交換等を行う。

- (1) 市民の安全に関すること。
- (2) 自主防犯活動等への支援に関すること。
- (3) 市民防犯意識高揚に関すること。
- (4) その他生活安全対策に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、八王子市生活安全部防犯課長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか座長が指名するものを臨時の委員とすることができる。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員は、会議に出席できない場合、その委員が所属する部署の職員を代理として出席させることができる。
- 3 連絡会は、必要に応じて、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、八王子市生活安全部防犯課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が連絡会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別 表

八王子市生活安全部防犯課長
八王子市生活安全部防犯課主査
八王子警察署生活安全課長
八王子警察署生活安全課防犯係長
八王子警察署生活安全課防犯係犯罪抑止事務局担当係長
高尾警察署生活安全課長
高尾警察署生活安全課防犯係長
高尾警察署警務課犯罪抑止事務局担当係長
南大沢警察署生活安全課長
南大沢警察署生活安全課防犯係長
南大沢警察署生活安全課犯罪抑止事務局担当係長
八王子防犯協会役員から1名
高尾防犯協会役員から1名
南大沢防犯協会役員から1名
八王子母の会役員から1名
高尾母の会役員から1名
南大沢母の会役員から1名